



## 臨時福祉給付金の 受付が始まりました！ 申請期限は12月1日（火）まで

問合せ先 福祉事務所社会福祉係（窓口⑥） ☎22216

消費税率が8%に引き上げられた影響等を踏まえ、今年も暫定的・臨時的な措置として、給付金を支給します。  
※対象の方々へ申請書類を送付済みですので、ご確認ください。

### ～対象者～

- 次の①、②の両方を満たす方が対象となります。
- ①平成27年1月1日時点で下田市に住民票がある方
  - ②平成27年度の住民税（均等割）が課税されていない方

### 上記要件に該当していても対象とならない方

- ・住民税が課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税が課税されている方の扶養親族）
- ・生活保護の受給者

**給付額** 対象者一人につき6,000円

### ～申請方法～

下記の書類を郵送いただくか、受付会場に直接お持ちください。

**受付会場** 市民保健課市民係（窓口②）前のロビー（市役所西館自動ドアを入ってすぐ左です）

**必要書類** 申請書・印鑑・本人確認書類・指定した口座が確認できる書類（通帳等）の写し

**支給時期** 10月上旬から随時

※支給日については決定通知書にてお知らせいたします。

## 子育て世帯臨時特例給付金の申請受付は9月1日をもって終了しました

支給日については、10月9日を予定しておりますが、別途決定通知書にてお知らせいたします。  
また、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関する詐欺にご注意ください。市や厚生労働省などが銀行・コンビニなどのATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。  
不審な電話等がありましたら福祉事務所までご連絡ください。



## 下田市消防団に 心肺蘇生人形7式を整備 ～コミュニティ助成事業～



市消防団では、（一財）自治総合センターの宝くじ助成を受け心肺蘇生人形7式を整備しました。今回の整備により、1次救命措置の訓練の充実が図られ、消防団活動が更に充実します。

※コミュニティ助成事業は（一財）自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として地域のコミュニティ活動に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行っています。



問合せ先 地域防災課消防安全係 ☎3641445

## メディカル通信

下田メディカルセンター 眼科医  
柳沼 厚仁

下田の地に赴任して、早いもので1年が過ぎました。この間、皆さまのご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。目が見えにくいという症状には、白内障の他に緑内障や加齢黄斑変性、糖尿病によるものなど様々な原因があります。初期には自覚症状がほとんどないものもあります。見え方が気になるときや健康診断で異常を指摘されたとき、

内科の先生に受診を勧められた場合などは、お気軽にご相談ください。当院眼科は待ち時間短縮の為、電話予約制となっております。また、当院では白内障の手術も行っています。入院設備や手術機器も整備されており、患者様の視機能の改善へのお役に立てればと思っております。これからも地域医療に貢献し、皆さまの眼を守るかかりつけ医として信頼されるように、精進していく所存です。

問合せ先  
下田メディカルセンター  
☎252525



## 10月の 特定健診は完全予約制で実施します

～予約申込は9月28日（月）から～

申込・問合せ先 市民保健課健康づくり係（窓口⑤） ☎22217

### 対象者・料金

- ・40歳以上で国民健康保険加入者 1,000円
- ・後期高齢者医療保険加入者 500円

※今年度、既に特定健診を受診された方、人間ドックの助成を受けた方は対象外となります。

**受付時間** 13時、13時20分、13時40分、14時10分開場で受け付けます。

**持ち物** 保険証・料金・尿容器・受診券・質問票

※尿容器、受診券、質問票については5月に対象者へ送付済です。

**その他** 大腸がん検診、肺がん検診も同時に実施しています。

（この2つの検診は予約不要ですが、問診票が無い方は申込みが必要です。）

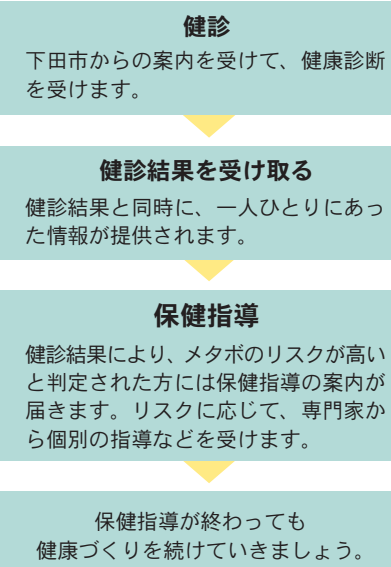
### 特定健診日程表

10月14日（水）	市民文化会館
10月15日（木）	市民文化会館
10月16日（金）	賀茂医師会館

### ～今年度最後のチャンスです～

10月予約健診分の国保加入者対象、特定健診受診者キャンペーンでは、抽選で3名の方に賞品が当たります！

### 特定健診・特定保健指導の流れ



## 毎年受けよう特定健診！！

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、心臓病などの深刻な病気を引き起こします。そうすると、通院や入院などによる医療費の支出が増えるばかりではなく、病気により仕事を辞めざるを得なくなった場合等、家計にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

また、特定健診を受ける人が少ないと、国からのペナルティとして国保会計が負担する後期高齢者医療制度への支援金をより多く支払わなければならなくなり、結果的に皆さんの負担が増加する、ということにもつながります。

特定健診を毎年受けることにより、健康管理に重要な情報が得られるとともに、生活習慣病の発症や重症化を予防することができれば、家庭の医療費の支出を抑えられるだけでなく、国保が負担する医療費も削減できます。これまで特定健診を受けたことがある人はもちろん、これまで一度も受けたことがない人も、毎年特定健診を受けて健康生活を目指しませんか。

## 10月1日から 国民健康保険証が変わります

問合せ先  
市民保健課国保年金係（窓口③） ☎3922

### 今度の保険証は藤色です

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成28年 9月30日
シモダ タロウ	記号番号 1234567
氏名 下田 太郎	性別 男
生年月日 昭和47年 1月 1日	資格取得日 昭和47年 1月 1日
交付年月日 平成27年 10月 1日	世帯主氏名 下田 太郎
住所 下田市東本郷一丁目5番18号	
保険者番号 220194	保険者名 下田市

新しい保険証は藤色で9月中旬に郵便でお届けします。有効期限の過ぎた古い保険証（クリーム色）は細かく裁断し、破棄してください（10月1日から使用できません）。

### 保険証が届いたら、次のことを確認してください

- ・他の健康保険証と重複している方はいませんか
- ・加入者に漏れはありませんか
- ・転居・転出など住所を異動した方はいませんか
- ・学生用の保険証が交付されている世帯の方で、卒業もしくは現在、在学中でない方はいませんか

上記のいずれかに該当する場合は届出が必要になりますので、市民保健課国保年金係（窓口③）で手続きをしてください。

※国民健康保険税が未納の世帯の方は、保険証を税務課収納係の窓口で更新していただく場合があります。